

水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について
(要旨)

以下7か国・地域の「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」については、今般、水際措置の変更を行うこととします。

イスラエル、エジプト、オーストラリア(ニューサウスウェールズ州、北部準州)、カナダ(ケベック州)、ハンガリー、フランス、ルーマニア

- 1 フランスからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年12月24日午前0時から検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくことになります。
- 2 エジプト、ハンガリーを新たに「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定し、すべての入国者及び帰国者については、令和3年12月24日午前0時から検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくことになります。
- 3 イスラエル、オーストラリア(ニューサウスウェールズ州、北部準州)からのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年12月24日午前0時から、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくことになります。
- 4 カナダ(ケベック州)、ルーマニアからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年12月22日午前0時から、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととし、入国後14日間の自宅等での待機をしていただくことになります。

【参考】以上を踏まえ、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」又は「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」に指定されている国・地域は、以下の68か国・地域です。なお、水際対策強化に係る新たな措置(21)(令和3年12月3日)及び水際対策強化に係る新たな措置(22)(令和3年12月9日)を踏まえ、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、ネパール、ハイチ、フィリピン、ベネズエラ、モロッコ、モンゴル、ロシア(沿海地方、モスクワ市)からの入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)での待機は求められず、入国後14日間の自宅等待機が求められます。)

(1) 検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で10日間待機、入国後3日目、6日目及び10日目の検査が求められ、再入国原則拒否の対象となる国・地域

アンゴラ、エスワティニ、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

（２）検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で６日間待機、入国後３日目及び６日目の検査が求められる国・地域

イタリア、英国、オランダ、韓国、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、トリニダード・トバゴ、ノルウェー、フランス、米国（ニューヨーク州、ハワイ州）、ベネズエラ、ポルトガル

（３）検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で３日間待機、入国後３日目の検査が求められる国・地域

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イスラエル、インド（カルナータカ州、ケララ州、マハーラーシュトラ州、ラジャスタン州）、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア（クイーンズランド州、首都特別地域、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、北部準州）、オーストリア、ガーナ、カナダ（アルバータ州、オンタリオ州、ニューブランズウィック州、ノバスコシア州、ブリティッシュ・コロンビア州）、キプロス、ギリシャ、クロアチア、ケニア、コスタリカ、コロンビア、スイス、スペイン、スリナム、スロベニア、タンザニア、チェコ、チリ、ドミニカ共和国、トルコ、ナイジェリア、ネパール、ハイチ、パキスタン、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル（サンパウロ州）、仏領レユニオン島、米国（アリゾナ州、カリフォルニア州、コネチカット州、コロラド州、テキサス州、デラウェア州、ネブラスカ州、ペンシルベニア州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミズーリ州、ミネソタ州、メリーランド州、ルイジアナ州、ワシントン州、ワシントン D. C. ）、ペルー、ベルギー、モロッコ、モンゴル、レバノン、ロシア（沿海地方、モスクワ市）

（以上）

令和 3 年 9 月 17 日

最終改訂 令和 3 年 11 月 26 日

水際対策強化に係る新たな措置（１７）に基づく
水際対策上特に対応すべき変異株の指定について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課

外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」（令和 3 年 9 月 17 日）（以下「措置（１７）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている水際対策上特に対応すべき変異株は以下のとおりです。

措置（１７）に基づく、水際対策上特に対応すべき変異株

変異株名	指定日	指定解除日
B. 1. 351 系統の変異株（ベータ株） P. 1 系統の変異株（ガンマ株） C. 37 系統の変異株（ラムダ株） B. 1. 621 系統の変異株（ミュー株）	令和 3 年 9 月 17 日	
B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株） B. 1. 525 系統の変異株（イータ株） B. 1. 526 系統の変異株（イオタ株） B. 1. 617. 1 系統の変異株（カップタ株）	令和 3 年 9 月 17 日	令和 3 年 9 月 27 日
B. 1. 1. 529 系統の変異株（オミクロン株）	令和 3 年 11 月 26 日	

（以上）

令和 3 年 9 月 17 日

最終改訂 令和 3 年 12 月 21 日

水際対策強化に係る新たな措置（１７）に基づく
指定国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課

外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」（令和 3 年 9 月 17 日）（以下「措置（１７）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている、「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」は以下のとおりです。

１．宿泊施設にて 10 日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（１７）の 1.（１）の全文に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間）	再入国原則拒否措置の実施開始日時（日本時間）
エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、レソト	令和 3 年 11 月 30 日	エスワティニ、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、南アフリカ共和国、レソトについては、令和 3 年 11 月 27 日午前 0 時。ザンビア、マラウイについては、令和 3 年 11 月 28 日午前 0 時。	令和 3 年 12 月 2 日午前 0 時
アンゴラ、モザンビーク	令和 3 年 12 月 1 日	モザンビークについては、令和 3 年 11 月 28 日午前 0 時。アンゴラについては、令和 3 年 11 月 30 日午前 0 時。	令和 3 年 12 月 2 日午前 0 時

コンゴ民主共和国	令和3年12月10日	令和3年12月13日 午前0時	令和3年12月12日 午前0時
----------	------------	--------------------	--------------------

2. 宿泊施設にて10日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（17）の1.（1）の前段に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時 （日本時間）

3. 宿泊施設にて6日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（17）の1.（2）の全文に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時 （日本時間）	再入国原則拒否措置の実施開始日時 （日本時間）

4. 宿泊施設にて6日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（17）の1.（2）の前段に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時 （日本時間）
トリニダード・トバゴ、ベネズエラ	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時
イタリア、英国、オランダ	令和3年11月29日	令和3年12月1日午前0時
韓国、スウェーデン、ドイツ、ポルトガル	令和3年12月1日	令和3年12月3日午前0時
デンマーク	令和3年12月10日	令和3年12月13日午前0時
ノルウェー	令和3年12月13日	令和3年12月16日午前0時
米国（ニューヨーク州、ハワイ州）	令和3年12月17日	令和3年12月20日午前0時
フランス	令和3年12月21日	令和3年12月24日午前0時

※ イスラエルについては令和3年11月29日付けで、オーストラリア（ニューサウスウェールズ州、北部準州）については令和3年12月1日付けで上記4. の対象国・地域に指定していたところ、今般、この指定を変更することとし、令和3年12月24日午前0時以降の入国者及び帰国者については、下記5. の対象国・地域としての措置を実施することとする。

5. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（17）の1.（3）に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時 （日本時間）
エクアドル、コロンビア、ドミニカ共和国、ハイチ	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時

オーストリア、カナダ（オンタリオ州）、チェコ、ベルギー	令和３年１１月２９日	令和３年１２月１日午前０時
スペイン、ナイジェリア	令和３年１１月３０日	令和３年１２月２日午前０時
カナダ（アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州）、スイス、ブラジル（サンパウロ州）、仏領レユニオン島	令和３年１２月１日	令和３年１２月３日午前０時
アイルランド、ガーナ、米国（カリフォルニア州）	令和３年１２月２日	令和３年１２月４日午前０時
インド（カルナータカ州）、ギリシャ、米国（コロラド州、ミネソタ州）	令和３年１２月３日	令和３年１２月５日午前０時
インド（マハーラーシュトラ州）、オーストラリア（首都特別地域）、米国（コネチカット州、ネブラスカ州、ペンシルベニア州、マサチューセッツ州、ミズーリ州、メリーランド州、ワシントン州）	令和３年１２月６日	令和３年１２月８日午前０時
クロアチア	令和３年１２月７日	令和３年１２月９日午前０時
アイスランド、インド（ラジャスタン州）	令和３年１２月９日	令和３年１２月１２日午前０時
チリ、米国（ルイジアナ州）	令和３年１２月１０日	令和３年１２月１３日午前０時
キプロス、パキスタン、フィンランド、米国（テキサス州、ワシントン D. C. ）	令和３年１２月１３日	令和３年１２月１６日午前０時
エストニア、カナダ（ニューブランズウィック州、ノバスコシア州）、ケニア	令和３年１２月１４日	令和３年１２月１７日午前０時
米国（アリゾナ州）	令和３年１２月１５日	令和３年１２月１８日午前０時
インド（ケララ州）、スロベニア、レバノン	令和３年１２月１６日	令和３年１２月１９日午前０時
タンザニア	令和３年１２月１７日	令和３年１２月２０日午前０時
アルゼンチン、オーストラリア（クイーンズランド州、ビクトリア州）、米国（デラウェア州、ミシガン州）、ペルー	令和３年１２月２０日	令和３年１２月２３日午前０時
イスラエル、エジプト、オーストラリア（ニューサウスウェールズ州、北部準州）、ハンガリー	令和３年１２月２１日	令和３年１２月２４日午前０時

※ フランスについては令和３年１１月２９日付けで、上記５．の対象国・地域に指定していたところ、今般、この指定を変更することとし、令和３年１２月２４日午前０時以降の入国者及び帰国者については、上記４．の対象国・地域としての措置を実施することとする。

※ カナダ（ケベック州）については令和３年１２月１日付けで、ルーマニアについては令和３年１２月３日付けで上記５．の対象国・地域に指定していたところ、今般、この指定を解除することとし、令和３年１２月２２日午前０時以降の入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所での待機、入国後３日目の検査を求めないこととする。

6. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域（措置（17）の2. に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時 (日本時間)
ウクライナ、ウズベキスタン、コスタリカ、スリナム、トルコ、ネパール、フィリピン、モロッコ、モンゴル、ロシア（沿海地方、モスクワ市）	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時

(以上)

水際対策強化に係る新たな措置（１７）
（水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について）

令和３年９月１７日

１．水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき変異株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」として、下記の追加的措置を実施することとする。

（１）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での１０日間の待機を求める。その上で、入国後３日目、６日目及び１０日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（２）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での６日間の待機を求める。その上で、入国後３日目及び６日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（３）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

２．水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記１．に基づく指定国・地域以外の国・地域のうち、新型コロナウイルスに関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等待機を求めることとする。

- (注１) 上記に基づく措置は、令和３年９月２０日午前０時（日本時間）から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置（１５）」（令和３年６月２８日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（１６）」（令和３年７月６日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置を継続する。令和３年９月２０日午前０時からの上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（１５）」（令和３年６月２８日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（１６）」（令和３年７月６日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置はすべて廃止する。
- (注２) 上記における水際対策上特に対応すべき変異株は、ワクチンの効果を減弱させる又はワクチンの効果が不明なもの等の変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添１の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（１５）」（令和３年６月２８日）の別添１の書式は廃止する。
- (注３) 上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添２の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（１６）」（令和３年７月６日）の別添の書式は廃止する。
- (注４) 上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前１４日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。
- (注５) 上記に基づいて、令和３年９月１８日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の３日後の日の午前０時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の２日後の日の午前０時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の３日後の日の午前０時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の２日後の日の午前０時から実施する。
- (注６) 上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の２日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

(以上)